

一般貨物自動車運送事業（霊柩）の運賃及び料金並びに適用方  
 〈各金額は消費税を含む〉

(一) 運賃額

車種		特 別 車				普通車
		①	②	③	標準	
基本額（初乗り 10 キロメートルを含む）		63549	44619	35153	25688	19558
加算額	爾後 10 キロメートルまでを増やすごとの加算額	6757	6757	6757	6757	6415
	乗車定員 6 名を超える場合 3 名までを増やすごとの加算額					1795

(二) 割増率

(1) 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11 月 16 日 至 4 月 15 日	2 割
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、宮古市 （旧 下閉伊郡 川井村、田老町、新里村のみ）、八幡平市（旧 岩手郡 安代町、西根町 松尾村のみ）、滝沢市、盛岡市（旧 岩 手郡玉山村のみ）、九戸郡 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、 大沼郡 河沼郡 岐阜県のうち高山市、飛騨市、下呂市、 郡上市、大野郡 滋賀県のうち長浜市（旧浅井郡びわ町、浅井町を除く） 京都府のうち福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹 後市 南丹市（旧 桑田郡美山町を除く）、船井郡、与謝郡 兵庫県のうち豊岡市、朝来市、養父市、丹波市、美方郡	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	

- |                              |         |         |
|------------------------------|---------|---------|
| (2) 深夜割増 (午後 10 時から午前 5 時まで) | 1 作業につき | 2,780 円 |
|                              | 30 分ごとに | 1,422 円 |
| (3) 早朝割増 (午前 5 時から 8 時まで)    | 30 分ごとに | 1,137 円 |
| (4) 夜間割増 (午後 7 時から 10 時まで)   | 30 分ごとに | 1,137 円 |

(三) 割引率

(1) 生活保護法に基づく葬祭扶助料の給付をうけて葬儀を営む遺体で葬儀執行時の運送に対し

普通車基本額に限り 5 割

(2) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の適用をうける遺体 普通車基本額に限り 3 割

(3) 官公庁の指示による司法及び行政解剖遺体で葬儀執行時の運送を除き

普通車基本額に限り 2 割

(4) 地方自治体の定める葬儀制度のための葬儀執行時の運送及び国公立病院の依頼による献体の運送

普通車基本額に限り 2 割以内

(四) 諸料金

(1) 遺骨宅送料 往路運賃等の 5 割

(2) 車両留置料 30 分までごとに 特別車 4,337 円  
普通車 3,073 円

(五) 運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

(1) この運賃料金は、霊柩自動車を使用して車種別に一遺体を運送するごとに計算します。

(車種区分)

(2) 特別車とは、車体の構造に高級堅木材等を使用し、彫刻、絵画、金具飾、漆塗装による工芸装飾を施したもの（いわゆる宮型霊柩車）。

または、欧米式の特別な装備装飾を施し、主として葬儀式執行時の用に供されるもの（いわゆる洋型霊柩車）で特別仕様の車両をいう。

(3) 特別車①とは、檜、桐、杉を主材質とした白木造りで、彫刻等の造形装飾を施し、品質保持のための改装を行なっている宮型霊柩車及び紫檀・黒檀の堅木材を主材質とし、彫刻、絵画等の造形装飾を有する宮型霊柩車並びに宮型本体部分を純金あるいは純銀張りとし、彫刻、絵画等の造形装飾を有する宮型霊柩車。

または、高級レザー張りルーフ等の室外装飾を施し、納棺室内を高級モケット等のクロス張りあるいはステンレス等による特別な装飾、ステンドグラスあるいはシャンデリア等の高級な照明設備及び音響装置等、特別な装備を有する洋型霊柩車。

(4) 特別車②とは、櫻、楠、花梨、桂、桜、たもの堅木材を主材質とし、彫刻・絵画等の造形装飾の装備を有する宮型霊柩車及び宮型本体部分を金あるいは銀張りとし、

彫刻・絵画等の造形装飾 有する宮型霊柩車。または、レザー張りルーフ等の  
室外装飾を施し、納棺室内をクロス張り等による特別な装飾。

照明設備及び音響装置等、特別な装備を有する洋型霊柩車。

(5) 特別車③とは、標準的な仕様の車両に比して、特別な造形装飾を有する宮型霊柩車。  
または、納棺室内に特別な装飾を施した洋型霊柩車。

(6) 特別車の標準とは、適用方 (3) (4) (5) 以外の宮型霊柩車及び洋型霊柩車。

(7) 普通車とは、特別車以外のもので、主として病院等からの遺体輸送の用に  
供されるもの (いわゆるバン型霊柩車)。

または、遺体及び随行葬送の遺家族を併せて輸送するもの  
(いわゆるバス 型霊柩車)。 (運賃計算の方法)

(8) 運賃は、当該運送に従事する車両の車庫から起算し、  
依頼人の指定する遺体取卸場所までのキロ程によって一回ごとに計算します。  
(深夜割増)

(9) 深夜割増の適用時間 (午後 10 時から午前 5 時まで) の運送に対しては、  
所定の割増額を収受します。 (早朝割増)

(10) 早朝割増の適用時間 (午前 5 時から 8 時まで) の運送に対しては、  
所定の割増額を収受します。 (夜間割増)

(11) 夜間割増の適用時間 (午後 7 時から 10 時まで) の運送に対しては、  
所定の割増額を収受します。 (冬期割増)

(12) 運送区間に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、  
次の式により算出した金額 を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する運賃×0.2 (割引率)

(13) 生活保護法に基づく葬祭扶助料の給付をうけた場合等は、  
所定の割引率を適用します。 (割増率及び割引率の計算)

(14) 一運送中に 2 種類以上の割増率及び割引率が適用される場合は、  
次の順序により計算します。

第 1 順位 割引

第 2 順位 深夜・早朝・夜間割増

第 3 順位 冬期割増

(遺骨宅送料)

(15) 随行葬送の遺家族が遺骨を宅送するため、帰路乗車使用の場合は、  
所定の遺骨宅送料を収受します。

(車両留置料)

(16) 車両が遺体の積込場所から最終取卸場所の間、  
依頼人の責により留置された場合、30 分を超える部分については、

所定の車両留置料を収受します。また、1回の運送において2箇所以上の  
車両留置があった場合の留置時間は、それぞれについて合計するものとします。

(諸料金の計算)

- (17) 遺骨宅送料以外の諸料金に対しては、割増率は適用しません。(端数処理)
- (18) 運賃及び料金の計算に際して、合計金額に10円未満の端数が生じた場合は、10円未満は切り捨てます。(従業員)
- (19) 運送作業に従事する職員の数は、一車両につき一人とします。  
ただし、遺体の性質及び病院関係運送の際の院内作業上必要な場合、  
長距離輸送等により二人以上の乗務となった場合は、  
別途実費を収受します。

(実費負担)

- (20) 依頼人の指示により有料自動車道を使用した場合、  
その他依頼人の要求による運送に伴う特別の負担は、  
実費としてこれを収受します。

(21) フェリーボート利用料 (自動車航送船利用料)

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、  
次の式により算出した金額を収受します。

[使用車両の航送料+航送期間中の固定費(1時間当たり車両留置料相当額×航送  
所要時間)×2]

(その他)

- (22) その他、この運賃及び料金の適用に関し、  
本適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で  
当事者の取り決め、または、慣習によることができます。